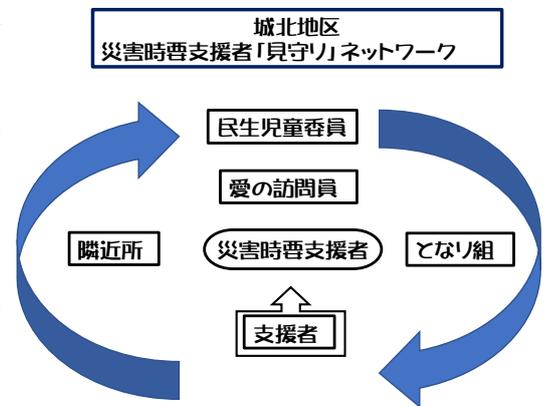


婦人の会のみなさんをお願いしたいこと！

城北地区防災対策協議会
会長 鈴木 伝男

【災害時要支援者「見守り」ネット】

災害時要支援者は、ひとりで身の安全を確保し、避難行動に移ることが容易ではありません。また、生き埋めや火災・けが人が、同時に、多くの場所で発生する震災では、消防や警察といった機関も、すぐに、すべての現場に出動することは困難です。家族はもちろん、近隣に住む人たちが、安否を確認し、避難行動などを援助する必要があります。婦人の会のみなさんには、その『女性目線での「見守り」啓発』をお願いします。＊民生児童委員は「まとめ役」、町内会長は住民全体の「まとめ役」をします。それらの活動の応援・啓発をお願いします。



1) 避難行動要支援者への緊急情報の伝達と避難誘導

- ①地震災害発生時の「声かけ行動」：安否確認・避難誘導
＊「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」との連携。

- ②「避難準備情報」、「避難指示・勧告情報等の伝達」、避難の声かけ等
＊個別伝達・相談

2) 災害による被害の拡大防止のための措置の実施 ＊災害弱者住居訪問

- ①身の安全確保、落下危険物等の応急処置：二次的被害の防止
②初期消火 ＊可能な限りの消火・救助・救出活動

3) 災害弱者と町内支援者をコーディネート ＊まとめ役「民生児童委員」

- ①平時においても、「支援者」・「愛の訪問員」・「となり組」の、ネットワーク（連携）を機能させて要支援者の見守り活動（名簿等に基づく見回り）と情報共有。

4) 災害時要支援者支援体制〈城北本部〉 ＊状況把握

- ①行政（福祉保健部：避難所班）への連絡内容を本部に進言
②安否（避難状況）を把握し本部に報告。
③要支援者の介護用物資・資機材等のニーズを把握し本部に報告。

5) 福祉避難所等の受け入れ先の情報 ＊親族との連絡調整

- ①城北地区の福祉避難所〈幸朋苑〉との連絡調整
②要支援者が普段利用している施設との連絡調整

6) 避難・搬送の支援 ＊パイプ役：城北災害本部への進言

- ①避難先等の情報
②可能な限り避難先へ搬送、生命維持等のための支援体制確立のお手伝い
・応急救護 ・補助器具、車等の手配は城北防災本部がします。

7) 要支援者のニーズの把握（避難状況） ＊パイプ役：城北災害本部への進言

- ①障がい者用トイレ・畳・マット・間仕切り用パーテーションの確認
②避難場所への配慮（スペース確保）
・冷暖房機器等の増設 ・廃棄物の適正排出
・障がい種に対応した情報提供（伝達）

■8月26日「避難所開設訓練」 《*婦人の会スタッフ説明資料》

～ 訓練の詳細(その1) **「住民避難(集合)訓練」** ～
 * 訓練当日は「城北の防災力」を統合して幅広く実施します。

町内に居住する住民は、「一時集合場所」(公園等)に集合します。

■参加者：町内に居住する全住民

■訓練内容

□要支援者一時集合場所「誘導」訓練

□町内住民一時集合場所「集合」訓練

*事前に、近くの「一時集合場所」(いっときしゅうごうばしょ)の位置を、住民間で共有しておいてください。

*ここでいう**一時集合場所**(いっときしゅうごうばしょ)とは、避難場所(城北小学校)に避難する前に、一時的に集合する場所のことです。身近な地域の公園・空地など。町内に班単位で複数あると、より迅速に避難できます。これまでは、「一時避難場所」と呼んでいました。「1次避難場所」との混同を防ぐことを意図して名称変更しました。

【住民避難訓練タイムテーブル】 *8月26日(日) AM8:05~9:00



自助 8:05	「地震発生」：まず、自分・家族の身を守る。 ■【安全確保】・【避難通路確保】・【ガス栓・ブレーカーをおとす】		
共助 8:15	■自分・家族・自宅の安全を確認した後 “避難行動 開始”		
	町内住民一時集合場所に「集合」訓練	要支援者一時集合場所に「誘導」訓練	
	☆訓練の対象となる住民 ・町内に居住する住民 【役員】◎町内会長 * 統括します。 ・婦人の会メンバー ☆訓練行動(減災・避難行動) ①隣近所の安全(安否)を確認する。 ②一時集合場所へ移動する。 ③避難するはずの人の動静(安否)が確認出来ない場合には町内会長は搜索を指示。 ④一般住民の 避難(集合)訓練 は、集合できた時点で、 「訓練終了」 とします。	☆訓練の対象となる住民 ・災害時要支援者 ・支援者 【役員】◎民生児童委員(担当地区) * 統括します。 ・となり組福祉員・愛の訪問員 ☆訓練行動(声かけ行動) *事前に、要支援者に訓練があることを、民生児童委員がリードして、「支援者」・「となり組」・「愛の訪問員」で手分けをして知らせておきます。登録されている方の情報も役員間で共有しておいてください。 ①災害情報伝達・安否確認 ②避難経路指示(一緒に避難します) ③民生児童委員は、「要支援者」避難(集合)状況の確認。 ④避難するはずの要支援者の動静が確認出来ない場合には搜索を指示。 ⑤要支援者の 避難(集合)訓練 は集合できた時点で 「訓練終了」 とします。 *一時集合場所に移動が困難な方は、「声かけ行動」ができた時点で 訓練終了 。	
9:00	*「町内会長」、「婦人の会メンバー」「民生児童委員」、「となり組福祉員」「愛の訪問員」の役員のみなさんは小学校までの「避難経路」の安全を確認しながら避難場所(小学校)へ移動し、避難場所受付をして、訓練前半を終了します。 *「米1合」、「上履き」を持参		
11:00			

■「避難者役」役員が小学校へ到着し、「避難者受付」終了時点で「前半の訓練」の終了とする。

《業務ごとの時間を記録しておく》

☆防災会役員、防災リーダー、まち協（環安）スタッフは、「住民避難訓練」には参加せず、「避難所開設業務」に従事する。

A, 施設の安全確認

B, 避難所施設の開錠

C, 受付の設置

D, 駐車スペース区画分け（校庭、真如園）

E, 各町内「避難者役」到着時刻記録

「訓練後半の業務確認」

①防災会会長挨拶【訓練趣旨説明】

②後半の「避難所開設・運営」の進行方法や注意事項の説明

③その他 ・ 諸連絡

各業務内容ごとに業務開始時点の担当部員等を振り分けましたが、役割を兼ねている方が多く、また、業務進行状況を見て、臨機応変に、その都度、各訓練ブースに人員を振り分けさせていただきます。ご協力ください。

■避難所開設訓練（メイン施設：小学校・校庭） *交渉中！！

①居住組行動・避難スペース区画分け・避難所ルール掲示
：総務部員、防災リーダー、まち協（環境・安全部員）

②防災資器材の使用訓練

ア 投光器・発電機駆動訓練：警備部員、防災部員

イ 簡易トイレ設置訓練：避難・救急部員

ウ 段ボールベッド、間仕切り、プライバシーテント

*申請許可されれば：避難・救急部員

エ 防災倉庫格納備品の使用点検訓練：調達部員

オ 消火訓練

■米炊き出し訓練（公民館?）：婦人の会、となり組福祉員、愛の訪問員

■訓練の振り返り

・各町内ごとに訓練参加者が集まり、町内ごとの振り返りをして、避難誘導・開設業務の改善点等について話し合う。

*炊き出しの「にぎりめし」をほおぼりながら反省会

12:00

■各町内ごとに反省会が終了した時点で、流れ解散。

【スローガン】

避難所開設の流れを、みんなで理解し、災害に強い城北にしよう！！